

## 捕獲枠の改訂について

本年7月から再開した商業捕鯨では、科学的根拠に基づいて算出した「捕獲可能量」から、①本年実施した科学調査での捕獲数、②定置網で混獲された数（5か年平均）、③水産庁留保分を除いた数を、「捕獲枠」として漁業者に配分し、水産庁留保分については、枠の消化状況を勘案して追加配分することとしております。

(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/190701.html>)

この度、母船式捕鯨業者が本年の操業を終了し、ミンククジラの捕獲枠について、9頭分の余剰が生じたことから、その有効活用のため、母船式捕鯨業者に割り当てられたミンククジラの捕獲枠から9頭を差し引き、そのうち8頭を小型捕鯨業者に割り当てられたミンククジラの捕獲枠に追加配分し、1頭を水産庁留保分とします。改訂後の捕獲枠は以下のとおりです。

	改訂前捕獲枠			改訂後捕獲枠 (10月21日付け)		
	母船式捕鯨業	小型捕鯨業	水産庁留保分	母船式捕鯨業	小型捕鯨業	水産庁留保分
ミンククジラ	20	33	0	11	41	1
ニタリクジラ	187	0	0	187	0	0
イワシクジラ	25	0	0	25	0	0

引き続き、捕獲枠等の遵守状況の管理を徹底しつつ、科学的根拠に基づく資源管理を行ってまいります。